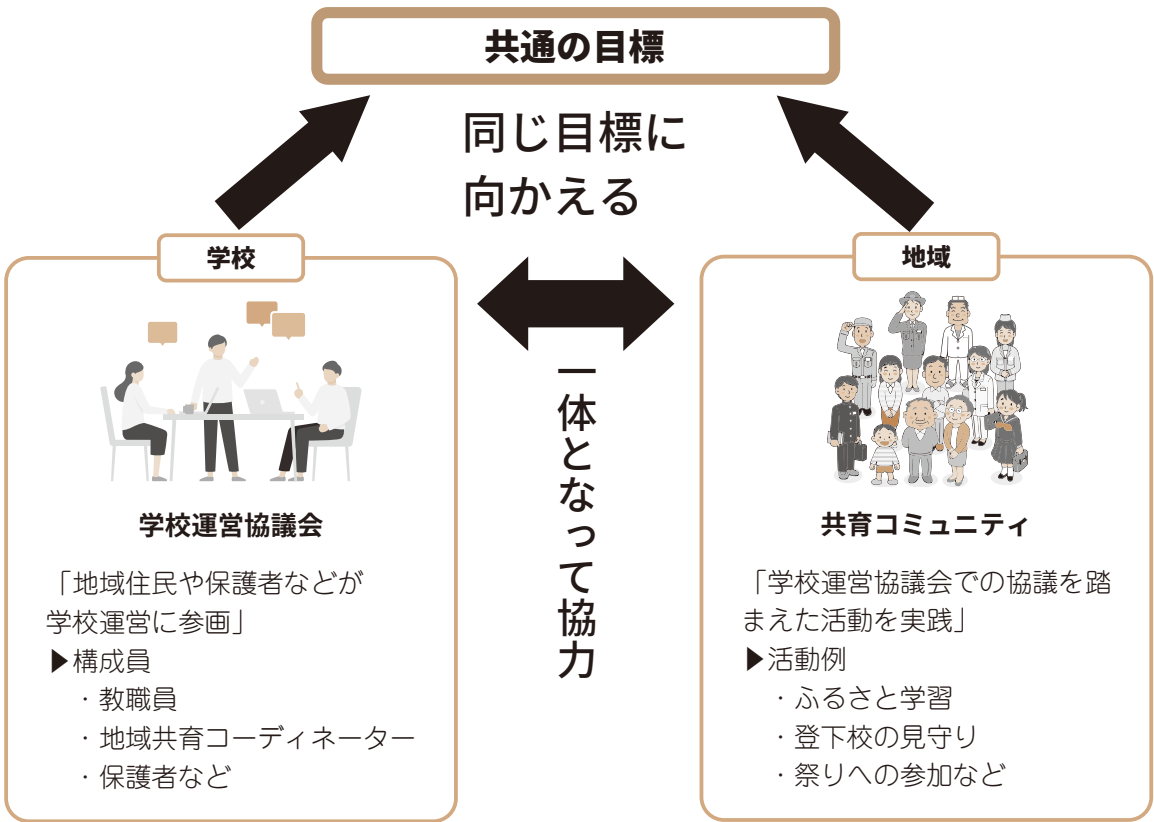


きのくにコミュニティスクール

きのくにコミュニティスクールとは、橋本市が積極的に推進している「共育コミュニティ」の活動を基盤とした仕組みです。「学校運営協議会」で学校や地域の課題などを共有し、共通の目標に向けて連携・協働することで、学校・家庭・地域が一体となって教育を実現していきます。

【学校教育課】



きのくにコミュニティスクール中学校探訪

▶初回は、高野口中学校を訪ねました

高野口中学校の学校運営協議会では、委員や教職員と協議することで、学校課題や地域課題を洗い出し、どのように解決につなげていけばよいかを話し合っています。

具体的な活動につながった例

- 下校時、下り坂の自転車交通安全指導
- 昼休みの図書館開放に向けたボランティアの拡大



次回は、橋本中央中学校を訪ねます。

▶共育コーディネーター

「共育コミュニティ」と「学校運営協議会」を“つなげる”「共育コーディネーター」の存在も大きなポイントです。「地域の子は地域で育てる」という共通目標のもと、共育コミュニティや青少年健全育成会などを基盤に、さまざまな活動や協働に取り組んでいます。

●問い合わせ

学校教育課 ☎33-6115

償却資産の申告をお願いします

工場や商店、農業などの経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行なっている個人、法人（NPO法人含む）で償却資産を所有している人は申告が必要です。対象となる資産や申告方法などについてお知らせします。

【税務課】



▶償却資産とは？

会社や個人事業主が事業の用に供する資産の中で、土地、家屋と同じく固定資産税が課税されます。



▶事業の用に供するとは？

一定の目的の行為を継続、反復して行うことをいいます。

直接利益を生み出す資産だけでなく、休憩室などに設置されている冷蔵庫やテレビなど、間接的に事業に使用されるものも含まれます。

▶償却資産をお持ちの人は申告が必要です

償却資産をお持ちの人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の所有状況を、償却資産の所在地の市町村へ申告していただく必要があります。令和6年度の申告がお済みでない場合は、速やかに申告をお願いします。

▶実地調査にご協力ください

市では地方税法第408条に基づく実地調査を行う場合があります。その際には、固定資産台帳や、その他各種資料を準備していただくことがあります。

また、調査に伴って追加申告をお願いすることがあります。その場合、過年度に遡って課税する場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

▶問い合わせ

税務課 ☎33-3706

対象となる資産は？

下記の例を参考にしてください。ただし、下記は一例です。（ ）内に記載している数字は耐用年数の参考です。



●飲食業の場合

食卓（5）、冷蔵庫（6）、厨房用品（5）、ルームエアコン（6） など



●理・美容業の場合

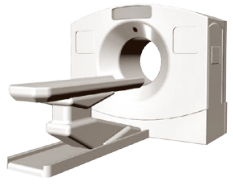
理・美容椅子（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5） など

●クリーニング業の場合

洗濯機（13）、脱水機（13）、乾燥機（13）、給排水設備（15） など

●医業の場合

レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、歯科診療ユニット（7）、消毒殺菌用機器（4）、ファイバースコープ（6）、手術機器（5） など



●小売業の場合

冷凍機（9）、自動販売機（5）、陳列ケース（6または8） など

●不動産貸付業の場合

塗装路面（10または15）、太陽光発電設備（17）、堀（10または15） など

●農業の場合

ビニールハウス（10）、農業用設備（7）、電気柵（14） など



●加工・修理業の場合

旋盤（10）、工業用水道（15） など

●NPO法人の場合

類似した業種の項目を参照